定額減税調整給付金(不足額給付分)事業の実施について(案内2回目)

[概 要]

令和6年度に実施した定額減税調整給付金は、令和5年分 所得情報等を基に給付額が算定されました。

本年度実施する給付金事業は、定額減税の実績が確定したことにより、本来支給すべき支給額と令和6年度に支給した当初調整給付金に不足が生じる方等に対して差額分を支給するものです。

定額減税不足額給付金給付金

支給対象と見込まれる方には、9月中旬までにダイレクトメールにて案内文を送付しており、「定額減税不足額給付支給確認案内書」の送付を受けた方へは9月30日(火)に振込を予定しております。

また、「定額減税不足額給付支給確認書」の送付を受けた方は、申請が必要ですので10月31日(金)までに必要書類の提出をお願いします。

なお、案内文を受け取っていない方で該当になると見込まれる方(参考:裏面のフローチャート)は、10月31日(金)までに町民生活課までご連絡をお願いします。

[対 象]

不足額給付1 令和6年度に支給した調整給付金に不足(差額)が生じる方

事例1:収入が減り、所得税や住民税が当初の想定より減少した方

事例2:子どもの出生などにより、定額減税の対象となる扶養親族が増加した方

事例3:修正申告により税額が減少した方

事例4:令和5年は無収入だったが、令和6年に就職し所得税が課税された方等

不足額給付2 次の①~③すべてに該当する方

- ①定額減税前の令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が0円の方。
- ②税法上、扶養親族に該当しない方。
 - ・青色事業専従者又は事業専従者(白色)。
 - ・令和6年分及び令和5年分の合計所得額が48万円を超える方。
- ③世帯主及び世帯員ともに、令和5・6年に実施した非課税・均等割のみ課税世帯の給付金対象外の方。

「申請方法]

「定額減税不足額給付支給確認書」の案内文を受け取った方

書類に必要事項を記載し、通帳のコピーなど口座情報等を添付して申請してください。 (返信用封筒で郵送するか、町民生活課窓口で提出してください) ※10月31日締切

案内文を受け取っていない方

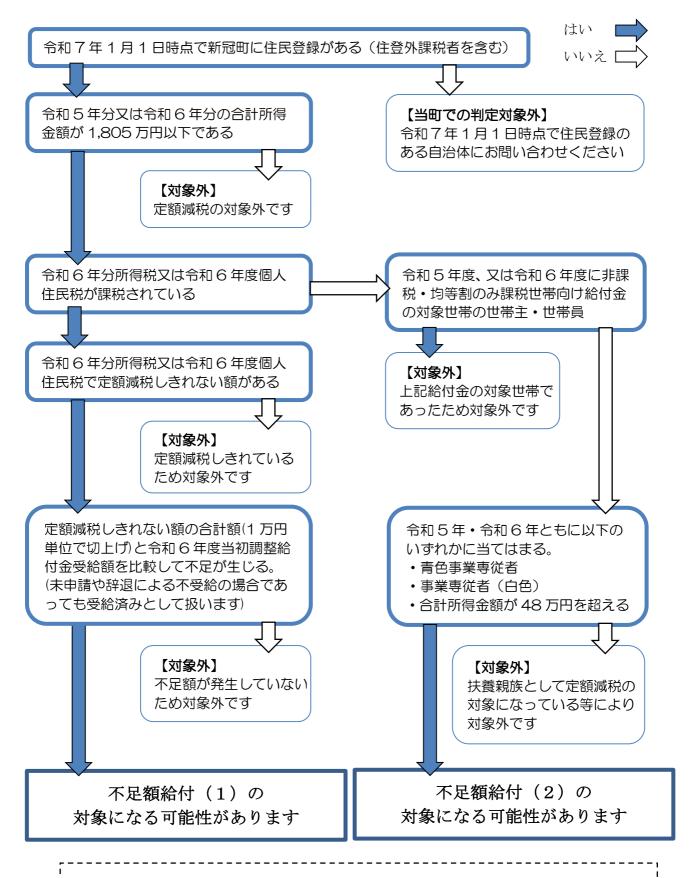
町民生活課社会係まで電話連絡をいただくか、窓口までお越しください。 対象になるか確認の上、必要書類について説明いたします。※10月31日締切

定額減税不足額給付に関するお問い合わせ

新冠町役場町民生活課町民生活グループ社会係 電話 01146-47-2112

裏面に対象者確認用のフローチャートを掲載しておりますので参考にしてください。

定額減税調整給付金(不足額給付分)対象確認フローチャート



※支給対象者と見込まれる方には、9月中旬までに案内文を送付済みです。 案内文が届いていない方で対象となると思われる方は、10月31日までに町民生活課 までご連絡をお願いします。(新冠町役場町民生活課:0146-47-2112)